

● 日・インドネシア経済連携協定改定議定書に定めるインドネシア側譲許内容（関税に係る箇所のみ抜粋）

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第 10 類	穀物			
1006.20.90	--- その他		Q	15A
1006.30.30	--- もち米		Q	15A
1006.30.99	--- その他		Q	15A
第 11 類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリンおよび小麦グルテン			
1102.90.10	--- 米粉	IDR450/ キログラム	E5	
第 72 類	鉄鋼			
7208.27.19	--- その他	15%	D2	2, 2A
7208.27.99	--- その他	15%	D2	2, 2A
7208.37.00	--- 厚さ 4.75mm 以上 10mm 以下のもの		X	2, 2A
7208.38.00	--- 厚さ 3mm 以上 4.75mm 未満		X	2, 2A
7209.16.10	--- 幅 1,250mm 以下	15%	D2	2, 2A
7209.16.90	--- その他	15%	D2	2, 2A
7209.17.10	--- 幅 1,250mm 以下	15%	D2	2, 2A
7209.17.90	--- その他	15%	D2	2, 2A
7209.18.99	--- その他	15%	D2	2, 2A
第 73 類	鉄鋼製品			
7320.10.90	--- その他	12%	D5	
7320.20.19	--- その他	12%	D5	
7320.20.90	--- その他	12%	D5	
7326.90.30	--- ハブなし鋳鉄管および管継手に使用されるゴム製スリーブ付きステンレス鋼クランプアセンブリー	5%	E5	
7326.90.60	--- プンゼンバーナー	5%	E5	
第 87 類	鉄道用および軌道用以外の車両並びにその部分品および附属品			
8703.23.56	--- シリンダー容量が 1,800cc を超え 2,000cc 以下のもの	5%	E5	
8703.23.57	--- シリンダー容量が 2,000cc を超え 2,500cc 以下のもの	5%	E5	
8703.23.62	--- シリンダー容量が 1,800cc を超え 2,000cc 以下のもの	5%	E5	
8703.23.63	--- シリンダー容量が 2,000cc を超え 2,500cc 以下のもの	5%	E5	
8703.23.64	--- シリンダー容量が 2,500cc を超えるもの	5%	E5	
8703.23.66	--- シリンダー容量が 1,800cc を超え 2,000cc 以下	5%	E5	

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
8703.23.67	のもの --- シリンダー容量が 2,000cc を超え 2,500cc 以下 のもの			

(区分：注)

Q：注釈欄に定める条件に従う

X：譲許の対象外

E5：本協定の効力発生の日より、基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引き下げが行われ、撤廃される

D2：本協定の効力発生の日より、基準税率からの 2 回の毎年均等な引き下げが行われ、2%が減額される

D5：本協定の効力発生の日より、基準税率からの 5 回の毎年均等な引き下げが行われ、5%が減額される

(注釈：注)

15A：

(a) 関税率割当は、次に従って適用される：

(i) 初年度から 5 年目までは、毎年 8,500 トンとする。

(ii) 関税の割当内税率は、1 キログラム当たり 450 インドネシアルピアとする。

(iii) (i)および(ii)の目的のため、関税率割当ては、輸入締約国が発行する関税率割当証明書により実施する。関税率割当ては、輸入締約国により管理されるものとし、割当総量は、輸入締約国により割り当てられるものとする。

(iv) 第 20 条 2 に従い、締約国は、5 年目に、その後の割当量の合計について交渉する。締約国間の合意がない場合および交渉の結果そのような合意に達するまでは、(i)に規定する総割当数量が適用される。

(b) 関税率割当の下で輸入される物品以外の原産品に適用される関税率は、最恵国税率とする。

(c) (a)(ii)号で言及される割当内税率は、インドネシア国有企業、指定企業またはその後継者による 5%を上限とするマージン運用手数料の対象となり得る。

2：

(a) 本協定の発効日以降、以下の場合、関税は適用されない。

(i) 原産品が、以下の分野において、承認された製造業者、承認されたスチールサービスセンターおよび承認されたサポート産業によって直接輸入され、使用される場合。

(A) 自動車、オートバイおよびその部品

(B) 電気・電子機器

(C) 建設機械および重機械

(D) 石油、ガス、電力、

ただし、当該原産品の仕様、等級、数量および引渡時期に関して当該原産品の使用者の要求を満たす物品がインドネシアで生産されておらず、かつ、(D)号に関しては、当該原産品が、日本および/またはインドネシアの投資家が実質的な持分を保有するプロジェクトにおいて使用されることを条件とする。

注：(D)およびこれに関連する条件は、4年目に締約国による見直しの対象となる。

(ii) 原産品が、保税區、保税場所または保税倉庫および経済特區にある使用者のために輸入される場合。

(b) いずれかの締約国の要請があれば、両締約国は、この留意事項に関連するあらゆる事項について協議する。いずれの締約国も、協議にユーザー、生産者およびその他の関連団体の代表者を招待することができる：

2A：

協定の発効日以降、インドネシアの関係当局によって決定された原産品については、以下のとおりとする。

輸入時には 2(a)(i)または(ii)に定める条件を満たすものとして輸入され、輸入後に 2(a)(i)に定める製品仕様の要件を満たさないことが判明した場合、以下の関税率が適用される：

(a) 前年度のインドネシア向け原産品の総輸入量の 65%までの原産品の輸入の場合、5.25 パーセント

(b) (a)に規定する総量を超える当該原産品の輸入については、輸入時に有効な最恵国税率

(出所) 日・インドネシア経済連携協定書付属書 1 および改正議定書（英文）を基にジェトロ作成